

令和 2年 7月30日

使用済みはがき回収事業、使用済み名刺回収事業を始めます

～ごみ減量大作戦 チャレンジごみ減量20%～

1 使用済みはがき回収事業 ～ももりんエコポスト～

ご家庭で、個人情報が含まれているため処分にお困りの暑中見舞いや年賀状などの使用済みはがきを回収し、個人情報を守りながら製紙工場に搬入して溶解処理のうえ、ダンボール・トイレットペーパーなどの原材料としてリサイクルします。

(1) 期 間 : 令和2年7月31日(金) から

(2) 回収場所 : 本庁正面玄関、各支所・茂庭出張所及び西口行政サービスコーナー
(合計 19か所)

(3) 内 容

①回収方法

専用の使用済みはがき回収箱（ももりんエコポスト）を設置

②回収対象はがき

使用済み官製はがき等

③回収できないはがき

- 1) 写真・あて名シールが貼り付けられたはがき
- 2) ダイレクトメール等の圧着はがき

④リサイクル方法

- 1) 回収箱からはがきを回収
- 2) 機密文書用サービスにて発送
- 3) 製紙工場にて未開封のまま溶解処理し、再生する
- 4) 溶解処理証明書が発行される

2 使用済み名刺回収事業 ～ももりんエコ・ビズ・ボックス～

市役所内で不用となった「使用済み名刺」を回収してリサイクルします。
市役所も一事業所として率先してごみ減量化・資源化に取り組みます。

(1) 期 間 : 令和2年7月31日(金) から

(2) 内 容

①回収方法

各職場より、ごみ減量推進課へ持参する。

②リサイクル方法

使用済み名刺が集まった時点でごみ減量推進課職員が直接古紙業者へ持参する。

担当：ごみ減量推進課清掃管理係
課長 高田、課長補佐 中野
電話 024-525-3744（直通）

始めます！

使用済はがき回収事業

『ももりんエコポスト』

福島市では、家庭(事業所のものは不可)で不用となった暑中見舞いや年賀状などの「使用済みはがき」の回収事業を始めます。

回収したはがきは製紙工場で溶解処理し、トイレトペーパー・段ボールなどに生まれ変わります！！

1. 回収できるもの

使用済み官製はがきなど

※回収できないもの

- ・写真やあて名シールが貼り付けられたはがき
- ・圧着はがき(ダイレクトメールなど)等

溶解処理できない
はがきは入れない
で！

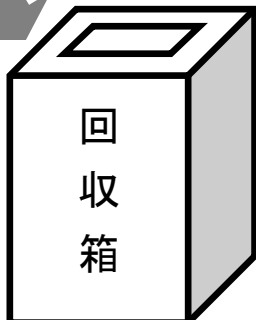
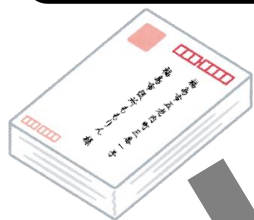
2. 回収期間

令和2年7月31日から

3. 回収場所 (『ももりんエコポスト』設置窓口)

市役所本庁舎1階正面玄関、各支所・出張所、西口行政サービスコーナー

使用済みはがきが生まれ変わるまで



個人情報をしっかり守りながら
製紙工場へ運びます。



製紙工場で溶解処理します。
完全に溶かしてしまうので安心です！

